

相続人代表者指定届

令和 年 月 日

菰野町長 あて

届出人(相続人)

住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

電話番号

民法887条、890条、900条、907条及び地方税法第9条の2第1項の規定により、法定相続人全員で協議した結果、被相続人に係る下記手続き事項に関する書類を受領する代表者を下記のとおり届け出ます。
なお、本件に係る紛争が起こった場合は、当事者間にて解決します。

被相続人	住 所			
	氏 名			
	生年月日		死亡年月日	

相続人代表者	住 所	□届出人と同じ		
	氏 名	□届出人と同じ		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	被相続人との続柄	

代表者以外の相続人	氏 名	被相続人との続柄	住 所

★本届出に記入した情報等を下記手続き事項にて使用することに同意します。

※同意する手続き事項にチェックしてください。

手続き事項

☐住民課での手続き
(国民健康保険の給付、介護保険料、後期高齢者医療保険料、福祉医療費助成などに関する手続き)

☐健康福祉課での手続き(介護保険の高額介護サービス費等の給付などに関する手続き)

☐税務課での手続き(住民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税の賦課徴収及び還付に関する手続き)

☐上記「相続人代表者」以外の方を指定する場合は、下記のとおり届け出ます。

☐住民税☐国民健康保険税☐固定資産税☐軽自動車税

については、
下記の者を相続人代表者として届け出ます。(備考)

住所	☐ 届出人と同じ					
氏名	☐ 届出人と同じ					
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月	日	被相続人との続柄	

被相続人の手続き事項(※表面参照)に関して、国民健康保険・介護保険に関する給付、後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付、医療費助成、町税の還付等が発生した場合、振込口座を下記のとおり指定します。

指定振込口座	銀行・農協 信用金庫 信用組合										本店 支店	
	口座 名義人	フリガナ 漢字	口座 種別	普通 当座	口座 番号							

※「国民健康保険税の還付」について、上記口座と異なる口座を希望する場合はご記入ください。

国保税 指定振込口座	銀行・農協 信用金庫 信用組合										本店 支店	
	口座 名義人	フリガナ 漢字	口座 種別	普通 当座	口座 番号							

【注意事項】

- この届出は、亡くなった方の代わりに保険料や町税の納付(納税)通知書を受け取ったり、保険制度等の給付や還付金等を受領する方を相続人代表者として届け出るものです。
- 被相続人の手続き事項(※表面参照)に関する通知について、前述の方以外への送付をご希望の場合は、別途手続きをお願いします。
- 書類を提出する際には、届出人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を提示してください。郵送で届出をされる場合は、本人確認ができる書類の写しを添付してください。
- この届出により、土地・家屋や軽自動車の名義変更が完了するものではありません。相続登記や名義変更が完了するまでの暫定的なものです。
- 別途、遺産分割協議書等の添付書類の提出を求める場合があります。
- 相続放棄の届出をされた場合は、その写しを提出してください。
- 相続人代表者の届出がない場合は、当町において相続人代表者を指定することがあります。

◎法定相続人とは

法定相続人になれる人は、死亡した人の配偶者及び血族(子、父母、祖父母、兄弟姉妹など)です。配偶者は必ず相続人となりますが、血族は下記の優先順位によって相続人が異なります。また、同じ順位の人が複数いる場合は全員が相続人となりますが、先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人には相続人になりません。

優先順位	血族の種類
第1順位	死亡した人の子ども及び代襲相続人
第2順位	死亡した人の直系尊属(父母や祖父母など)
第3順位	死亡した人の兄弟姉妹及び代襲相続人

※代襲相続人…相続人が既に死亡している場合に、代わりに相続できる人(相続人の子、孫など)

事務 処理欄 (写作成)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	事務処理担当者
	介護	後期	福祉 医療	国保 給付	健康 福祉	税務	

税務課 配付 確認欄	☐	☐	☐	☐	☐
	国保	住民 税	軽自	固定	口座